

議案第85号

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の給与に関する条例及び新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 新居浜市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の

170」を「100分の165」に改める。

第4条 新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第3条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第3条 新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

提案理由

一般職の職員等について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員等の給与改定に準じて期末手当の支給割合を改めるため、本案を提出する。